

第8回 中国農業土地問題研究会 まとめ

2010年9月25日

於：愛知大学名古屋キャンパス研究館2階第4会議室

文責：佐藤

出席者：高橋五郎（愛知大学）

大島一二（青島農業大学）

長瀬誠（愛知大学）

千賀新三郎（一般）

高強（愛知大学大学院）

平野孝治（ICCS 研究員）

佐藤敦信（ICCS 研究員） 以上 7名

1. 大島報告「農村基層組織改革の進展と党支部 — 経済発展と組織の多様化の中で—」

- ・ 山東省と海南省の郷鎮政府・村民委員会・農民專業合作社を事例とする。
- ・ 郷鎮政府の組織簡素化（農村における力量の縮小）の要因
 - ①1990年代後半にみられる、郷鎮企業の組織・人員の拡大による財政悪化
 - ②三農問題の深化とそれに伴う税費改革の進展による収入の減少
- ・ 郷鎮政府機構改革（山東省陵県辺臨鎮の事例）
 - 機構の簡素化（部門数：34部門 → 11部門、人員：97人 → 46人）
 - 鎮政府直営の現業部門の切り離し（民営化し離職した職員の受け皿とする）
- ・ 村民委員会の業務
 - 農地請負権の配分、「計画生育」政策の実施、事業会計管理、インフラ建設と維持、揉め事への対処
- ・ 村民委員会と農民の農地請負権
 - 第2回請負（1990年代後半に結ばれた請負契約）：中央政府は村民委員会による農地の再配置を禁止した。（農家の請負権を強化し、自発的な農地貸借によって大規模経営への集積促進のため）
 - 村民委員会は依然として農地の再配置を実施した。（新たな子供の出産に対応して新規に農地配分を行うことが困難となるため）
 - 農地の零細分散化・生産性向上の阻害
- ・ 「17期3中全会」における土地政策
 - 請負期間の延長、農地転用の制限、農村の土地に関する権利の確立と流動の促進
 - 多くの村民委員会では農地の再配置の停止 → 村民委員会の役割の低下
- ・ 農民專業合作社の展開（新たな党支部建設の実態）
 - 山東省萊州市馱道鎮東周村の東周大姜專業合作社

村民委員会をあげて農民專業合作社を組織することにより、加工企業に販売する際の価格交渉力を強化させる。

共産党支部書記を理事長として、綠色食品の認証申請や、新たな販売先の開拓に着手している。

海南省澄邁県のバナナ專業合作社（小規模農家のバナナ生産のサポート）

南宝香蕉專業合作社

村民委員会幹部が合作社役員を兼任している。

省外から来た産地仲買商人との販売交渉を担い、バナナ販売を有利に展開している。→ 省政府からの補助金も獲得している。

福山香蕉專業合作社

スタッフは全員村民委員会幹部との兼任で、専任職員はいない。

バナナ農家への情報提供、技術指導、統一販売、生産資材の統一購買を担う。

山東省乳山市の乳山金橋花生專業合作社（農民への技術指導）

現理事長は村民委員会幹部として農業技術の普及に携わっていたが、村民委員会を辞職し技術普及に専念した。（農民技術協会の設立を経て農民專業合作社に再編させる。）

農民の受講時には受講料を徴収せず、農民への肥料や農薬の販売を仲介する際に手数料を徴収する。

- ・ 中国の農村では、郷鎮政府と村民委員会は力量が大きく低下し、それに代わって、私有セクター、合作社が発展しつつある。
- ・ 共産党支部組織と新經濟組織との関係、支部組織の活躍の場も大きく変化している。

平野研究員 Q：郷鎮政府と村民委員会の関係はどのように捉えればよいのか？

A：郷鎮政府は行政、村民委員会は農民の自治組織と言える。ただし、村民委員会では郷鎮政府の業務の下請けもしている。

Q：郷鎮政府が村民委員会を動かしていると解釈してよいのか？

A：本来はそのような位置づけではなかったが、実際は郷鎮企業が村民委員会を動かしているともとれる状況になっている。

長瀬先生 Q：現在の村民委員会の業務の区分けは、聞き取り調査に基づいて区分けしたものか？

A：聞き取り調査に基づいて区分けした。しかし、他の資料についても精査して規範化したほうがよい。

Q：計画出産について規制が緩和されていると聞いているが？

A：規制は緩和されているが現在でも一応規制している。

高橋先生 Q：「17期3中全会」の農地転用の制限については、相当な恣意的操作が行われるのではないか？地目変更についても、異なる生産力の土地へ農地を移動させた場合、生産量が減少する可能性もあるのではないか？

A：その可能性はある。どこまで監督しているかは不明。

Q：「17期3中全会」では請負期間が半永久化されることが提起されているとあるが、後継者がいなかった場合、どのような扱いになるのか？

A：仮に耕作放棄されていけば没収されることもある。

Q：合作社はどこまで自立して農業展開できるか？

A：企業が設立した合作社も多く、このような合作社は企業と農家の橋渡し役として設立されている。つまり龍頭企業－合作社－農民という構図になる。

Q：財政難を立て直す補給源はあるのか？末端の基層生活組織はどうなるのか？

A：当面は、貧しい状態が続くと予想される。すぐに劇的な変化はみられないと思われる。

Q：今回、報告された共産党支部組織と農民專業合作社の関係は各地で広がりつつあるのか？

A：合作社は増加しているので広がっている可能性もあるが、合作社の中には企業の下請けになっているケースや、企業化しているケースもある。

長瀬先生 Q：共産党支部は近年の趨勢の中で埋没していくのか、それとも合作社を利用して力を維持していくのか、どちらの傾向が強いのか？

A：合作社にシフトして力を維持していくと考える。

Q：合作社を利用する動きは全国各地でみられるのか？

A：現在のところ、本報告の事例のような一部で確認されている。

千賀氏 Q：山東省と内陸部では共産党支部組織の動きは異なるのか？

A：内陸部では山東省とは基盤が異なるので、実施したくてもできない可能性がある。

高強氏 Q：農村では出稼ぎによる空洞化で土地の制約が見直されているが、宅地についてはどのような影響がみられるのか？

A：税費改革以降、政府の力量が低下しているのは確かであるが、宅地については別途研究する必要がある。

2. 佐藤報告「日本産農産物の輸出市場としての中台比較と輸出主体の制度的対応に関する課題」

- ・日本産農産物の輸出継続・拡大方策として、植物検疫制度と中国・台湾の社会的慣習に注目する。
- ・植物検疫制度：中国や台湾では一部の日本産農産物の輸入に際して輸入検疫条件を課しており、日本国内の輸出主体では条件に即した取組みが求められているため。

- ・ 社会的慣習：日本産農産物、特に果実は高級嗜好品としての特性をもっており、中国や台湾では中秋節や春節など高級嗜好品の需要が高まる時期が存在するため。
- ・ 両地域への輸出可能品目
 - 対台湾輸出：トマト以外の品目は輸出可能である。
 - 対中国輸出：りんご、梨、緑茶、米など輸出可能品目は限定されている。
- ・ 対台湾果実輸出では輸出主体に輸出用品質管理システムを構築することが義務づけられている。
- ・ 一部の対台湾果実輸出主体は同時に対中国輸出にも着手している。
 - 対中国輸出と対台湾輸出とで品質管理水準は連動しつつある。
- ・ 一部の輸出主体では、対台湾輸出にあたり中秋節に間に合うように出荷するため、ビニールハウスを増設することで輸出用果実の早期収穫を可能にしている。
 - 中国・台湾双方への輸出拡大の可能性
- ・ 日本産農産物の輸出継続・拡大を図る上で、輸出主体にとって植物検疫制度と社会的慣習に合致した取組みが不可欠になっている。
- ・ これまでは、対台湾果実輸出をみれば米国産などが主に輸入検疫検査で不合格となっており、その影響もあって輸入検疫基準が改定されていた。
- ・ 2010年、日本産果実からも輸入検疫検査の不合格事例が発生している。
- ・ 1つの輸出主体が植物検疫基準を満たせず不合格になった場合でも、その影響が全国全ての輸出主体に波及する。
 - 輸出主体にとっては制度的対応にかかる負担とリスクは増加しつつある。

長瀬先生 Q: 農産物の輸出金額が 2007 年をピークに 2008 年から徐々に減少しているが、この要因は何か？

A: 円高基調による国際競争力のさらなる低下や輸出先市場における多国間競争の激化などが考えられる。

大島先生 Q: 日本の技術で生産された農産物を海外で販売するのであれば、技術移転させて、日本の生産法人が海外で生産した方が低リスクで安定的ではないか？

A: 日本の輸出主体では輸出にかかる負担は今後も増加していくと捉えられるので、海外での販売を拡大したいと考える主体の一部については今後さらに現地生産にシフトしていくと考える。

高橋先生 : 台湾で日本の生産法人が農産物を生産する場合、農地取得などにかかる制度についても別途検討したほうがよい。

: 対中国輸出の趨勢について言及する場合、香港経由で中国に輸入される数量も品目ごとに考慮したほうがよい。

長瀬先生 : 中国と台湾の制度を比較するのであれば、さらに詳細な制度の比較分析が必要と思われる。

高橋先生 Q : 事例農協の管内総生産量とそのうちの輸出量の割合はどのようになっているのか。輸出主体の外需依存度について、年ごとの推移についても示したほうがよい。

A : 2006 年の時点で管内総生産量のうち約 1%が輸出量となっている。その後も 1%前後で推移している。

Q : 事例農協が輸出を継続・拡大を図るのには、経済的利点が存在しているのか？補助金頼みではないのか？

A : 輸出用果実の単価は国内販売用と比較して高く設定されている。さらに輸出にかかるコストの約 50%は輸出促進協議会が補助金として負担する。これらのことを総合して、経済利点があると判断している。

: 輸出拡大方策を検討する上で中秋節の贈答用に焦点を当てることは意義があると思うが、それのみでは市場が小さいと感じる。中国の消費構造、品質・価格に対する執着度についても示したほうがよい。

高強氏 : 社会的慣習に平安節を加えてはどうか？

以上